

天保九年の下女奉公

——石川亀三郎日記と鈴木平九郎日記から——

増田淑美

一 はじめに

私は近世女性史を研究しているので『石川酒造文書』から、下女奉公について考えてみたい。

表題の天保九年（一八三八）に限定した理由は第一に時間的余裕が無かったこと。第二に、大口勇次郎氏の先行研究「下女奉公と農作業——『公私日記』よりみた——」（現立川市の柴崎村名主鈴木平九郎日記）に学ぶ所が多かった事。そして同氏は天保九年に限定されているので、同年の比較が出来るだろう——と考えたからである。

多摩地域における女性史研究発表は、まだ宿場女や、八王子周辺の機織女などに偏りがあり、農村女性の生活史といった基礎的研究は少ない。農村女性の中でも村役人等の上農層の家庭の中であって主婦を支えている下女奉公の事例報告も無意味ではないと思う。

本稿の史料『石川酒造文書』は、昭和五十九年一月から多仁照廣氏を団長とした調査団（のちに多摩川流域史研究会となる）が、石川酒造文書の整理を行い、昭和六〇年に第一巻を刊行、以後第五巻まで発行されている。この本の特色は、第一に、歴代当主の日記を中心とした編年順の史料集ということである。第二に、多摩地域の名主日記中、天明四・五年（一七八四・八五）の「公私附込之日記」がある。この点で現在多摩地域三十二市町村で刊行の史料集中の農民日記では、最も古いものである。

史料の石川亀三郎日記、天保九年から、全農作業を抽出し、その中での下女奉公の農作業における役割りと、養蚕から糸引き、機織りという過程における役割と給金についての二つを見てゆこう。

史料の限界を先に述べる。第一に、十月十五日で終わっていること。第二に、当主の江戸出府中は記述が無いこと。

第三に、深酒の翌日の反省から記録の不完全さが窺われることなどがある。

○熊川村について

熊川村（現福生市）は、都心から北西へ約四〇キロメートルの距離にある。近世は多摩郡拝島領に属し、寛政十二年（一八〇〇）の村高五百十六石余である。その内御料所分百五十三石余、寛永十年に旗本田沢氏と長塩氏の知行地の三給地となって明治維新まで続く。反別は百十六町六反七畝十九歩（御料所分五十四町一畝一步）であった。家数百四十五軒（御料所分六十一軒）、人数五百九十六人と僧四人（御料所分二百三十二人）である。

畑作の村で、農閑期には、男は秣、薪取り、女は養蚕と機織を行っていた。

○石川亀三郎家について

石川家は代々御料所熊川村名主を勤めた家柄である。断続的であるが約二百年間、歴代当主が日記を書き継いだ。

石川亀三郎は、安永七年（一七七八）、父弥八郎、母みねの長子として生まれた。寛政十二年（一八〇〇）父親の死亡後に、家督と名主役を継承した。

彼は成木村（現青梅市）の石灰三竈の一つ、木崎次右衛門娘きの（一七八四年～一八五二年）と結婚したが、子供が出来ず、天保六年十二月に上川原村（現昭島市）指田和吉（一八一三年～一八八六年）を養子に迎える。

亀三郎は拝島二十四ヶ村組合の小惣代を勤め、村内や近村の紛争の調停役もつとめている。

生業は手作り農業が中心であるが、他に石灰の売捌き、農村小口金融、養蚕、糸引、機織を行っている。持高は十四石三斗余。

天保九年の石川家の家族構成は、亀三郎六十一歳、妻きの五十五歳、和吉二十六歳と、亀三郎の母みね八十五歳の成人四人である。なお和吉は実家指田家の購買や、購買に従事して商売修業中のため、商用で留守が多く、石川家の家業に余り積極的でない。しかし後に石川酒造の創立者となった人物である。

二 石川家の下女奉公について

石川家の農作物は、大麦、小麦、稗、粟、荏、大豆、小豆、胡麻、里芋、薩摩芋、大根、茶、煙草、米と多種に及ぶ為に、三月から十月までが農繁期である。その農作業は当主亀三郎が先頭に立ち、下男や同じ南庭場の人を月に三～四日宛の日雇いという契約で労働力としていた。

天保九年二月十四日、十歳が給金三両、外ニお仕着二回、股引と草鞋も支給という契約で、請人（保証人）郡次郎へ立会人内出の勘次郎で渡す。しかし引越して一週間で逃出した。二月廿五日に立会人が詫びに来て、給金を返済したので請状（契約書）を渡して白紙に戻した。

二月三〇日に作左衛門が亀吉を同道し、雇備関係が成立して長蔵と改称する。三月六日に金一兩二分を森山久蔵に渡す。条件は前の場合と同じである。

四月十一日に前年の下男幸蔵を月々三〇四日宛、仁右衛門と同じ労賃の日雇取りとして契約をする。

下女は前年に引続き、村内北、平七娘のりつである。二月十六日に父親に一兩二分が渡される。

石川家の全農作業日数は一〇九日あり、その内下女の労働日数は八日間、七・六パーセントである。米作り、麦作りを一括すると僅か三日間であった。

農業労働における下女の役割は、麦こき、小豆・大豆こき、粟棒打、稲こきである。重労働の田おこし、畑うないま踏み、作切などには従事せず、軽労働である。

次に養蚕、糸引、機織について見てみよう。石川家の養蚕関係については鈴木芳行氏の「江戸時代後期の玉川中流域の織物生産と流通」⁴に詳しい。同氏によれば、石川家の養蚕は、掃立てから上蒔まで約四十五日かかる自然育で、種紙の大きさは三六・四センチ×二二・七センチであった。天保九年の繭葎数は三四枚で、繭葎一枚の容量八升五合、目方で六六七匁であるから、二二貫六七八匁の収繭量である。養蚕は掃立てから上蒔まで給桑と蚕糞取りに追われ、繭攪きも一日を争う集約的な労働である、と述べられる。

五月九日の繭攪きには同じ庭場の十八人が協力した。そ

の内十六人が女性である。この場合の労賃支払いの記述が無い。五月三日「母は庄右衛門方へまゆかきに参る」。同六日「四郎右衛門方へ母まゆかき、常右衛門、七右衛門方へおりつまゆかきに遣し候也」。同十二日「内之者祐次郎方へ忠八方江まゆかきに参り候也」。等、母みね、妻きの下女りつが、南庭場の各家へまゆかき手伝いに出掛けた記事から、賃銀支払いでなく、養蚕農家同志の結ひ的な相互協力が見られる。

石川家の天保九年の掃立てから上蒔までの期間は二十九日間である。下女りつは三日間の労働日数であった。

次に糸引きは五月十九日「今朝へ糸挽を内之者はしめ候也」。同廿日「今日へおりつニも糸挽はしめさせ候也」。六月一日「隣久左衛門セを以、糸挽を頼み、今朝へ参り取初メ候」。糸引きは当家の主婦きのが引初め、下女りつと二人では足りずに、隣家の世話で糸引き女を技術者として家に招じて作業している。

七月十一日に収繭後の蚕棚の清掃を、当主亀三郎と下女りつの二人で行う。

機織りについては、下女りつが天保八年二月五日「昨夜北平七娘を目見として林蔵同道致し呉候ニ付、今日はたを為織見候」と、北庭場の平七の娘を林蔵が案内してきたので、機織をさせて見る。それは下女雇入れの上での条件であったものだろう。同年の四月十五日「おりつ八丈織始め

る」と記述がある。

天保九年一月十九日、隣家おゑつが手伝って黒八丈の糊付け。二月一日、下女りつは八丈の縦糸を三足分巻く。二月八日、りつは八丈を巻く。八月廿日、同廿六日、九月九日と八丈五疋目を織上げている。繭攪きのあと引続いて作業をし、糊付けまで済まして商品化する。盆休みのあとに妻きのと、下女りつの二人で五疋生産している。

養蚕作業では当主が先導して、下男や男の日傭取りが桑栽培や給桑の中心である。繭攪きには近所の女十六人が協力した。

糸引は妻きの、下女りつ、他に女性一人を頼んでいる。

機巻きや糊付けは、下女りつ、おゑつが行う。機織りについては人名の記載が無くて分らない。養蚕、糸引、機織りに関しては下女の役割は主婦の次に大きい。

三 鈴木家の下女奉公との比較

鈴木家は柴崎村(村高千百三十七石余、現立川市)の年番名主を勤める家柄であった。文化十二年に鈴木家十代当主が死亡後、嗣子が無い為に途絶えていたのを、相名主を勤める中島家から次男が天保六年(一八三五)に鈴木家を再興し、家名鈴木平九郎を襲名した。「公私日記」は第十代鈴木平九郎が、天保八年から二〇年間執筆したものである。鈴木平九郎のちに日野宿寄場組合四十四ヶ村の大

惣代、多摩川御用鮎世話役などを勤め、近村の紛争の調停役も多く行った。家業は農業が中心であるが、商品運送業、農村小口金融、養蚕後に糸引きをして生糸で売却などをしていた。

天保九年の鈴木家の家族構成は、平九郎三十二歳、妻嘉代二十四歳、長男寅太五歳の三人である。当主平九郎は実父中島次郎兵衛の片腕として村政に多忙を極め、妻嘉代は妊娠中の上、幼児に手がかかる、といった状況であった。鈴木家の持高は史料が無く、その一部の田方については天保十五年に高十二石余、反別一町六反余である。

奉公人については、下男清次郎が前年から継続奉公する口入人(桂庵、世話人、幹旋人)市郎右衛門が給金交渉に当り「衣足とも渡切給金四両二分」とし、二両一分が口入人に前金として支払われる。

その他豊次郎が「晴天計り沓ヶ月五日勤」で給金三分の契約で、農作業の要員である。下男奉公で見ると、鈴木家の場合、石川家より金一両二分も高い雇傭契約を交わしている。

下女は二人奉公した。郷地村(現昭島市)新蔵の娘きんは給金一両三分である。石川家より金一分高い雇傭契約である。口入人の民五郎へ金一分が支払われている。もう一人の下女かつは、五年の年季奉公で金二両一分とある所から年が若く、子守りと家事労働のための雇用と思われる。

鈴木家農作業日数は一四四日間で下女は九五日間従事し、その六五パーセントを占める。

石川家は七・六パーセントであるから、鈴木家に比べてぐんと低い。八・五倍も鈴木家下女きんは、農作業日数があり、熱心に勤務したことが分る。

鈴木家下女の水稻労働は、田植、草取、刈取、片付、稲こきである。その内稲こきと臼挽は全体で八日間のうち七日間は下女が参加し、そのうち五日は下女だけで行い、主として女の仕事であった。

石川家下女の水稻労働は無い。

鈴木家下女の麦作は、全労働日数六四日のうち、下女は二六日労働した。約三分の一は畑に出ている。その中で、麦こき、棒打の十三日間のうち下女は九日間働いている。

石川家の場合も麦こき、麦挽各一日がある。両家とも麦こき、麦挽きの作業は女性の仕事であったといえるだろう。鈴木家の養蚕については下女労働の記述は無い。掃立てから繭攪きまで四十八日かかる。繭筵数は二五枚、収繭量は十六貫六七五匁である。石川家二二貫六七八匁と比べて、六貫目の差が生じる。鈴木家は違作である。

五月七日から同九日まで繭攪きに追われるが、何人労働したのか記述が無い。多分、下男下女も参加したと思われるが、養蚕に関しては下女が記されない。従って比べられないことになる。

糸引は五月十日「嘉代引始」とあり、石川家同様に主婦がまず糸を引き、翌日から下女による糸引十七日あり、六月廿八日「下女糸引今日迄不残済、手引糸七百七拾目、賃引糸壹貫貳百目、都合壹貫九百七拾目」と記している。

機織は六月廿九日から始まり、合計四〇日間労働しているが、反物生産数は分らず、比較は出来ない。

石川家は盆休みに黒八丈五疋が確認出来る。

鈴木家養蚕は当主平九郎が直接率先する事実は無い。桑栽培や給桑は下男中心に行われている。桑栽培や給桑については石川家養蚕も下男や男の日備取り中心で、同じである。

四 おわりに

以上が天保九年の石川家と鈴木家の下女奉公である。極く簡単にまとめると次のようになるだろう。

両家に共通する部分は

①下男と下女の労働内容が違う。

下男は農作業のうちでも重労働（田畑を耕す、作切、草取りなど。養蚕の場合は桑伐りや、桑不足な場合他村まで買桑に行き、それを運搬するなど）

②下女は農作業のうちでも軽労働（種蒔や、麦刈、稲刈、棒打、麦挽割など、収穫時には中心となる。養蚕でも繭かき、糸引、機織は下女が中心となる）。

下男は田畑へ出て農作業中心、下女はそれを補いながら収穫時以後に携わる。屋内の養蚕も上簇以後は下女が主で、糸引、機織はある程度の技術修得者が求められている。

③パート・タイム雇用者の存在。

両家とも年季奉公人の下男、下女以外に、月に何日間を幾らで、という現在のパート、タイム労働者が、雇用主家の近辺に存在した。

| 年 度 | 給 金 |
|-------------|-------|
| 天保八年(一八三七) | 金一兩二分 |
| 天保九年(一八三八) | 金一兩三分 |
| 天保一〇年(一八三九) | 金一兩三分 |
| 天保一五年(一八四四) | 金一兩三分 |

ちなみに鈴木家

下女の天保期だけの年季奉公給金を表にすると、このようになる。天保九年から十五年までおよそ金一兩三

分であった。石川家比べて金一分高い。しかし金一兩二分から三分が下女奉公給金の相場といえるだろう。

両家の相違点は

①主家の家族の年齢構成によって、給金も、労働日数、同内容も大きく違ってくる。

石川家は成人四人の家族構成なので、当主を先頭にした農作業に、下男は当主の命令で労働する。その為に、給金も労働日数も、労働内容も、多摩地域の同程度の上農層の標準的なものといえるだろう。下女は農作業より、

糸挽機織をする。

鈴木家は夫婦(妻は妊娠中)と幼児の家族構成である。村政で多忙な当主の代りに下男が中心で農作業を進めなければならぬ。下女も主婦に代って農作業に従事したり、養蚕の上簇後は繭かき、糸引、機織に精を出して労働する。そのために、給金、労働日数、労働内容とも、石川家に比べて多いのである。

③織物の種類が違う。

石川家では黒八丈を織る。鈴木家では八月九日「下女今朝 青梅縞苧織上ケ、跡かしつく」と青梅縞を一定單位で織っている。

西多摩熊川村石川家は、五日市特産品の黒八丈という商品生産に従事している。それは養子和吉(縞買)が八王子市場へ出荷している。

北多摩柴崎村鈴木家は、青梅縞を織り、自家消費に充当している。ここにも差違があることを指摘しておく。

以上、年季奉公の下女にとって主家の条件によって労働内容が違うことが分った。名主の家であるか、いなか、また家族の年齢構成が成人ばかりの家であるか、いなか、などによる。

また下女は家事や農作業のほかに、糸挽きや機織の技能を有する人が求められていた。

その外に当時の養蚕慣行で、その年の収穫から最初に糸

表1 石川家全農作業の月別労働日数

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 閏4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 計 |
|------|--------------|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 全農作業 | 下 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 当主, 下男女, 日雇取 | 2 | 2 | 7 | 5 | 4 | 30 | 9 | 5 | 8 | 17 | 13 | 107 |
| 養 | 蚕 | 0 | 0 | 0 | 2 | 11 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 機 | 織 | 0 | (2) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 5 |

註1 機織りには機下拵の巻付けが入っている。

註2 " の () は下女だけの日。

表2 天保9年 石川家水稻の農作業と日数 下男長藏 下女おりつ

| | 作 業 | 作 業 日 | 日数合計 | 家の下女 |
|----|-------|--|------|------|
| 1 | 苗 代 | | | |
| 2 | 田 耕 起 | | | |
| 3 | 田 施 肥 | | | |
| 4 | 荒代搔田 | | | |
| 5 | 田 植 | 5/12 四郎右衛門 | 1 | |
| 6 | 草 刈 | 5/11 岡穂拙者, 6/9 馬之助 | 2 | |
| 7 | 刈 取 | 10/3 長藏 | 1 | |
| 8 | 片 付 | 10/4 仁右衛門, 忠藏, 馬之助, 久左衛門 | 1 | |
| 9 | 稻 こ き | 10/5 おはや岡穂こき, 10/6 おはや, 10/8 おはや, 林之助, 和吉, 長藏, 拙者, 10/11 岡穂千上ヶ巻石式斗五升 | 4 | |
| 10 | 白 挽 | 2/14 隣初次郎 | 1 | |
| 11 | 跡 耕 | | | |
| | | | 10 | 0 |

表3 天保9年 石川家麦作農作業と労働日数

| | 作 業 | 作 業 日 | 日数合計 | 家の下女 |
|---|-------|--|------|------|
| 1 | 畑 耕 起 | 3/10 長藏, 3/19 長藏, 5/12 長藏, 8/19 忠藏, 林之助, 拙者, 8/20 左同じ, 8/25 長藏, 9/20 長藏, 拙者, 9/22 長藏, 9/29 長藏, 10/2 長藏 | 10 | |
| 2 | 播 種 | 1/17 幸藏, 拙者, 9/13 仁右衛門, 馬之助, 忠藏, 長藏, 拙者 9/18 仁右衛門, 七右衛門, 馬借, 五升五合蒔, 9/24 仁右衛門, 忠藏, 長藏 | 4 | |
| | | 10/4 仁右衛門, 忠藏, 馬之助, 久左衛門 | 1 | |
| 3 | 麦 踏 | 2/16 拙者 | 1 | |
| 4 | 施 肥 | 8/26 仁右衛門, 長藏, 8/27 長藏, 9/21 長藏, 10/2 長藏, 10/3 長藏 | 5 | |
| 5 | 作 切 | 3/1 仁右衛門, 拙者, 5/13 長藏 | 2 | |

| | 作 業 | 作 業 日 | 日数合計 | 家の下女 | |
|----|-------|--|------|------|-----|
| 6 | 刈 取 | 閏 4/24 仁右衛門, 桑藏家之者, 5/14 幸藏, 5/17 仁右衛門, 長藏, 5/18 長藏, 幸藏, 5/19 長藏, 幸藏 | 5 | 3 | |
| 7 | 引 取 | 閏 4/27 長藏, 5/14 幸藏 | 2 | | |
| 8 | 麦 こ き | 閏 4/28 おはや, 仁右衛門, 桑藏, 閏 4/29 仁右衛門, 幸藏, おはや, 5/1 おはや, 幸藏, 5/2 おはや, 5/4 おはや, おりつ, 5/17 おはや, おりつ, 5/18 おはや, おりつ | 7 | | |
| 9 | 棒 打 | 5/7 亀三郎, 初次郎, 千代吉, 6/4 仁右衛門, 幸藏, 長藏 | 2 | | |
| 10 | 麦 干 | 5/3 仁右衛門, 幸藏, 5/28 壱石六斗 | 2 | | |
| 11 | 麦 搗 | 4/12 長藏, 5/15 幸藏, 長藏, おちか, 8/24 長藏 | 3 | | |
| 12 | 草 取 | 5/12 長藏, 6/5 仁右衛門, 幸藏 | 2 | | |
| | | | 46 日 | | 3 日 |

表 4 両家の水稲農作業と労働日数一覧

| | 作 業 名 | A 日数計 | 日雇い女含 | B 日数計 | 内 下 女 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 苗 代 | 4 | | 0 | 0 |
| 2 | 田 耕 起 | 5 | | 0 | 0 |
| 3 | 田 施 肥 | 4 | | 0 | 0 |
| 4 | 荒代掻田 | 5 | | 0 | 0 |
| 5 | 田 植 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| 6 | 草 取 | 4 | 2 | 2 | 0 |
| 7 | 刈 取 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 8 | 片 付 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| 9 | 稲 こ き | 5 | 5 | 4 | 0 |
| 10 | 白 挽 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 11 | 跡 耕 起 | 5 | | 0 | 0 |

表 5 両家の麦作農作業と労働日数

| | 作 業 名 | A 日数計 | 日雇い女含 | B 日数計 | 内 下 女 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 畑 耕 起 | 8 | 0 | 10 | 0 |
| 2 | 播 種 | 7 | 7 | 5 | 0 |
| 3 | 麦 踏 | 4 | 0 | 1 | 0 |
| 4 | 施 肥 | 1 | 0 | 5 | 0 |
| 5 | 冬 張 切 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 作 切 | 16 | 1 | 2 | 0 |
| 7 | 刈 取 | 8 | 5 | 5 | 0 |
| 8 | 引 取 | 4 | 4 | 2 | 0 |
| 9 | 麦 こ き | 7 | 6 | 7 | 3 |
| 10 | 棒 打 | 6 | 3 | 2 | 0 |

註 1 Aは石川家。Bは鈴木家とする。

註 2 鈴木家の麦作の作業名で一番作切, 二番作切, 作入を6の作切に一括した。

註 3 石川家の麦作の作業名で次のものを省略してある。麦干, 麦搗, 畑の草取り等。

註 4 () 中の数字は, その家の下女。

表6 石川家の養蚕・糸引・機織

月/日

| | | 月日と作業名, 従事した人 | |
|----|----|---|--|
| 蚕 | 養 | 4/10 種紙張, 拙者 4/16 種紙張, 拙者 閏 4/14 給桑, 妻, おちか, 蚕広げ, 閏 4/18, 閏 4/19, 閏 4/20, 給桑, 拙者 閏 4/22 蚕広げ, おさつ, 給桑, 拙者, 母, 閏 4/24 給桑, 和吉, 拙者, 閏 4/26 給桑, 拙者, 母, 閏 4/27 給桑, 拙者, 母, 閏 4/28 給桑, 拙者, 閏 4/29 給桑, 和吉, 母, 拙者, 5/1 給桑, 仁右衛門, 市左衛門, 長藏, 和 吉, 幸藏, 5/2 給桑, 仁右衛門, 桑藏, 拙者, 5/3 上蔦, 和吉, 拙者。給桑 仁右衛門, 幸藏。母は庄右衛門方へ繭かき 5/6 繭かき, 母は四郎右衛門方へ, おりつは常右衛門, 七右衛門方へ。5/9 繭かき, おゑつ, おいし, おいさ, おりよ, 定五郎内, 庄八内, 仁右衛門内, おちか, 常右衛門母, 平七姫, 市左衛門娘, 十兵衛姫, 幾八内, 庄右衛門 倅, 七右衛門子, 与吉, 金四郎, 5/12 繭かき, 内之者は祐次郎方お忠八方へ。5/20, 5/21, 5/22, 5/23, 5/24 煮繭, 5/28 乾繭 作業日数 25日, 下女 1日 | |
| 糸 | 引 | 5/19 内之者, 5/20 おりつ, 6/1 人を頼む 作業日 3日, 下女 1日 | |
| 機 | 巻 | 2/1 おりつ八丈三疋巻, 2/28 おりつ八丈を巻く, 8/20 三疋目の機巻 | |
| 糊 | 付 | 1/19 おゑつ八丈糊付, 8/26 盆後四疋目八丈糊付, 9/9 おゑつ八丈五疋目 | |
| わた | かけ | 8/3 母わたかけ 機巻 3日, 下女 2日, 糊付 3日, わたかけ 1日 | |

を引くのは主婦であることが興味をひいた。これは多摩地
域だけの慣行であろうか。

非常に雑駁なものとなったが、それはひとえに私の勉強
不足のなせるものである。

ここ迄進めてきて、もっとデータの多い年次のものを試
みるべきではなかったかと反省し課題とさせて頂く。

終りに勉強の機会を下さった福生市史編さん室の皆さん
にお礼申上げる。

註

(1) 大口勇次郎「下女奉公と農作業——『公私日記』よりみ
た——」『多摩のあゆみ』三七号、多摩中央信用金庫、昭
和五九年。

(2) 多仁照廣「江戸時代の熊川村と石川酒造文書の性格」『多
満自慢 石川酒造文書』第一巻 霞出版社 昭和六〇年。

(3) 多田仁一「石川和吉と石川家の経営展開」前掲書の第四
巻、平成元年。

(4) 鈴木芳行「江戸時代後期の玉川中流域の織物生産と流
通」註(2)と同じ、第三巻。昭和六三年。

(5) 増田淑美「公私日記の筆者・鈴木平九郎について」『多
摩のあゆみ』三二号、多摩中央信用金庫、昭和五八年。

(6) 鈴木家の持高について「立川市史 下巻」四六九頁に安
永五年(一七七六)「日光社参人馬請負見積書控」に、持
高百拾式石という記述がある。本稿で引用した鈴木家水田
は、天保十五年の「田方小前組々名寄下調帳」中島家文書
(立川市教育委員会所蔵)によるものである。

(ますだ・としみ 立川市・昭島市文化財保護審議会委員 昭島市在住)